

・ふるさと勝浦市わがまち応援寄附金について

「ふるさと勝浦市わがまち応援寄附金」は、ふるさと納税制度による寄附金を勝浦市内に主たる事務所又は事業所があり、公益的活動を行っている団体などに寄附する方が応援したい団体を指定して勝浦市に寄附できる制度です。

「ふるさと勝浦市わがまち応援寄附金」による寄附金は、寄附受付期間（1月～12月）終了後の翌年度に、寄附する方が指定する団体へ、寄附金額の上限7割が支援金として交付されます。

【注意事項】

- ・寄附に伴う勝浦市及び対象団体からの返礼品はありません。
- ・寄附金額のうち、指定する団体への支援金を除く残額の3割（下限）は、市が市政全般のために活用します。
- ・指定する団体が、支援金の交付を受けない場合や交付決定の取消となった場合、寄附金は市政全般のために活用し、寄附者への返還はいたしません。
- ・お住いの自治体を問わず、寄附を希望する個人の方がご寄附いただけます。
- ・寄附金額のうち、2,000円を超える部分について、所得税・住民税の寄附金控除の対象となります。
- ・指定できる対象団体は、市ホームページからご覧ください。

・寄附の流れ

● <STEP 1> お申し込み

下記のいずれかの方法でお申し込みください。

- ・ふるさと納税ポータルサイトからお申込み。
- ・~~「寄附金申込書」を記入し、企画課ふるさと応援戦略班まで郵送または電子メールで提出。~~
※~~寄附金申込書は勝浦市ホームページからダウンロードいただけます。~~

● <STEP 2> お支払い

下記のいずれかの方法でお支払いいただけます。

- ・ふるさと納税ポータルサイト：サイトにおいて手続き。
- ・~~納付書：市から送付された納付書により郵便局で納付。~~
- ・~~窓口：市役所企画課（本庁舎4階）窓口で納付。~~
※~~窓口での納付の場合は、事前にご連絡をお願いいたします。~~

● <STEP 3> 受領証明書のお届け

寄附金の納付確認後、市から寄附金受領証明書を送付します。

● <STEP 4> 寄附金控除の手続き

寄附金額のうち、2,000円を超える部分について、所得税・住民税の寄附金控除の対象となります。

控除を受けるには、原則として確定申告が必要です。

また、給与所得者等で一定の要件を満たす方は、確定申告が不要になる「ワンストップ特例制度」をご利用いただけます。

・対象団体への支援金交付について

●対象要件

主たる事務所又は事業所の住所が勝浦市内にあり、営利を目的としていない団体を対象とします。

●支援金額

寄附金額の7割を上限に、寄附者の指定した団体が申請する金額を支援金として交付します。

寄附者が指定した寄附金の額から、支援金を除く残額の3割（下限）は、市が市政全般のために活用します。

●支援金の対象となる経費（収益事業に係る経費や飲食に係る経費は対象外）

公益的活動を行う上で必要な経費。

社会貢献活動を行う上で必要な経費。

【注意事項】

- ・寄附を受けた団体が、寄附者に対して、寄附に伴う返礼品等の贈呈を行うことはできません。
- ・交付申請時点で対象要件を満たさなくなっている等、交付要件を満たしていないことが判明した場合、支援金を交付できないことがあります。また、支援金交付後に、交付要件を満たしていないことが判明した場合、交付決定を取り消し、支援金の返還を求めることがあります。

・対象団体への交付の流れ（スケジュールの目安）

① 支援金の交付申請（4月～6月）

市は、前年1月から12月に寄附者から指定のあった団体あてに、寄附金の受入実績及び支援金交付上限額を通知します。

通知を受けた団体は、支援金の交付を希望する場合、「支援金交付申請書」を市へ提出します。

② 支援金の交付決定（6月～7月）

市は、交付申請書類を審査のうえ、「交付決定通知書」を送付します。

③ 支援金の請求（7月～8月）

交付決定通知書を受け取った団体は、市へ「支援金交付請求書」を提出します。

市は、団体からの請求を受け、支援金を交付します。

④ 事業の実施（～翌年3月末）

交付を受けた団体は、交付申請の際に申し出た支援金の使途に沿って、支援金を活用し事業を実施します。

⑤ 実績報告（翌年4月～5月）

交付を受けた団体は、年度終了後、市の指定する期日までに、「支援金実績報告書」を提出します。実績報告の内容（寄附金の活用状況等）は、市ホームページ・市広報誌等にて公表します。

【申込・問い合わせ先】 勝浦市 企画課 ふるさと応援戦略班
TEL:0470-73-6656 E-mail:ouen-k@city-katsuura.jp